非公募理由について

1 施設名

厚八運動場(羽島郡岐南町みやまち1丁目91番地)

2 根拠法令

岐阜市屋外体育施設条例施行規則第5条第1項

3 非公募理由

厚八運動場は、岐阜市と岐南町が持分割合にて所有し、市民の心身の健全な発達及び 体育等の振興を図る施設として、昭和59年4月に組合立厚八中学校の跡地に建設され、 岐阜市民、岐南町民がともに利用している。

当該施設における本市所有分については、現在、岐南町を指定管理者に指定し、同町が管理運営を行っている。持分割合に応じた直営管理とした場合については、同様の業務を双方の自治体が行うことになり、また、業務の一部を委託するとした場合においても、その他の業務は所有者である本市が行う必要があるため、効率的ではなく、公の施設の管理運営としては適当ではない。加えて、施設内で生じた事故等のリスクに対する責任の所在を明確にすることが困難であり、迅速かつ的確な対応が必要とされる事後対応に影響を及ぼす可能性がある。

以上のことから、岐阜市指定管理者制度基本方針「1.(3)②(ア)(d)(岐阜市域外に設置されている施設で、施設がある地元の地方公共団体を指定管理者とする施設)」に基づき、非公募により選定する。